

三重県立白子高等学校と享栄学園鈴鹿大学 鈴鹿大学短期大学部との高大連携に関する協定書

三重県立白子高等学校（以下「高校」という）と鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部（以下「大学」という）は、相互の教育に係る交流・連携を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、高校と大学が包括的連携のもと、相互に教育・研究及び文化等の分野において協力し、学校教育の振興ならびに地域課題の解決を担う人材の育成に寄与することを目的とし、相互協力・連携体制を構築し、高校教育・大学教育の活性化を図るため協定を締結する。

（連携事項）

第2条 高校と大学が行う教育交流・連携の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 大学が指定する授業科目への科目等履修生の受入れ
- (2) 大学の授業科目への聴講及び施設見学
- (3) 生徒・学生間の交流
- (4) 大学教員による高校への出前授業（講義）
- (5) 教育についての情報交換及び交流
- (6) その他、双方が協議し同意した事項

（運営）

第3条 本協定に基づく活動を円滑に進めるため、高校と大学の代表者により必要に応じて協議し行う。

（経費）

第4条 本協定に要する経費の負担については、活動内容ごとに高校と大学が協議して定めるものとする。

（守秘義務）

第5条 高校および大学は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た情報について、本協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示または漏洩してはならない。
ただし、事前に相手方の承諾を得た場合には、この限りではない。

（有効期間）

第6条 本協定は、協定締結日から発効し、令和6年3月31日まで有効とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

この協定書は 2通 作成し、両者署名捺印のうえ各 1通 を保管する。

令和 5年 7月 18日

三重県立白子高等学校 校長

山口雅弘



学校法人享栄学園
鈴鹿大学 学長

川又俊則



鈴鹿大学短期大学部 学長

長澤 貴

